

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【公表番号】特表2018-512122(P2018-512122A)

【公表日】平成30年5月17日(2018.5.17)

【年通号数】公開・登録公報2018-018

【出願番号】特願2017-545965(P2017-545965)

【国際特許分類】

A 2 4 D 1/02 (2006.01)

A 2 4 F 47/00 (2006.01)

A 2 4 B 15/30 (2006.01)

【F I】

A 2 4 D 1/02

A 2 4 F 47/00

A 2 4 B 15/30

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月25日(2019.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気的に加熱可能なエアロゾル発生物品であって、

エアロゾル発生基体であって、前記エアロゾル発生基体の5～30重量パーセントの量の少なくとも1つのエアロゾル形成体を含むものと、

マウスピースと、

前記エアロゾル発生基体の少なくとも一部分を囲む紙ラッパーとを備え、前記紙ラッパーが、水およびグリセリン1：1混合物を使用して湿潤引張強さ試験に従い測定した時、15ミリメートル当たり少なくとも5ニュートンの湿潤引張強さを持つ、電気加熱式エアロゾル発生物品。

【請求項2】

前記紙ラッパーが、乾燥引張強さ試験に従い測定した時に15ミリメートル当たり少なくとも10ニュートンの乾燥引張強さを持つ、請求項1に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項3】

前記紙ラッパーが、少なくとも前記エアロゾル発生基体の全長さを囲む、請求項1または2に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項4】

前記少なくとも1つのエアロゾル形成体が少なくとも1つのポリオールを含み、前記少なくとも1つのポリオールがグリセロールを含む、請求項1～3のいずれか1項に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項5】

前記エアロゾル発生基体が前記エアロゾル発生基体の10～30重量パーセントの量の水を含む、請求項1～4のいずれか1項に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項6】

前記エアロゾル発生基体と前記マウスピースとの間に配置された中空管をさらに備える、請求項1～5のいずれか1項に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 7】

前記紙ラッパーが、前記中空管を囲む、請求項 6 に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 8】

前記エアロゾル発生基体が 7 ミリメートル ~ 15 ミリメートルの長さを持つ、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載のエアロゾル発生物品。

【請求項 9】

前記エアロゾル発生基体が前記エアロゾル発生基体の 10 ~ 20 重量パーセントの量の水を含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載のエアロゾル発生物品。